

関西電力 新型インフルエンザ対策に関する行動計画

1. 行動計画の目的

本行動計画は、「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」(平成19年3月26日新型インフルエンザ専門家会議において策定)に基づき、新型インフルエンザ()大流行時において、従業員等の健康の確保に最大限努力し、安全確保を最優先として電力を安定的に供給していくために、当社が行うべき対応等の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。なお、新型インフルエンザの大流行は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されることから、今後の情勢の変化等を踏まえて、本行動計画は、随時見直し、必要に応じて、修正を加える。

新型インフルエンザ

インフルエンザウイルスの性質が変わり、これまでにヒトに感染しなかったインフルエンザウイルスが、ヒトへ感染し、さらにはヒトからヒトへ感染する変異した新型のインフルエンザウイルスによって起こる病気を「新型インフルエンザ」という。

(厚生労働省ウェブサイト <http://mhlw.go.jp>)

2. 危機管理体制および情報収集

1) 危機管理体制の整備(対策組織の設置)

国内外および社内での感染状況等を勘案し、必要に応じ、新型インフルエンザ対策組織を設置する。対策組織は、新型インフルエンザ対策の準備および発生時の対応のために、各事業所における責任者、産業医等を含む医療スタッフ、実際のインフルエンザ対策に当たる作業班などの設置や、緊急時における地方公共団体の保健部局、近隣の医療機関との連絡体制や事業所間の連絡網などの危機管理体制を確認するとともに、新型インフルエンザ対策全般を統括する。

(別紙1, 2 参照)

2) 情報収集及び周知方法の整備

国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報を、必要に応じて、世界保健機関(WHO)等の国際機関、厚生労働省、外務省等の政府機関や、地方公共団体から入手するとともに、電気事業連合会を始めとする各種事業者団体、関係企業等、および関係する所管官庁や地方自治体と適切に情報交換を行う。また、得られた情報は、必要に応じて、行動計画や対策の見直しに役立てるとともに、従業員等に対しても迅速かつ適切に周知する方法を整備する。

世界の情報

- ・世界保健機関(WHO)のウェブサイト
- ・鳥インフルエンザ http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/
- ・インフルエンザ <http://www.who.int/csr/disease/influenza/en/>

国の情報

- ・厚生労働省ウェブサイト <http://www.mhlw.go.jp/>
 - ・国立感染症研究所のウェブサイト <http://www.niid.go.jp/niid/index.html>
 - ・同研究所の感染症情報センターのウェブサイト <http://idsc.niid.go.jp/index-j.html>
 - ・外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp>
- 都道府県・保健所・市町村の情報

各都道府県・保健所・市町村が開設しているウェブサイトの情報を活用する。

3 . 新型インフルエンザ流行時の事業運営体制

以下に掲げる基本的な考え方により対応していくこととする。

- 必要に応じて、交代要員や補助要員を確保するなど、安全確保を最優先に、電力の安定供給に最大限努力していくものとするが、具体的な事業運営については、政府等から出される勧告、通知等に留意しつつ都度適切に判断する。
- 経営層を始めとして管理職および従業員等、さらには医療スタッフとの役割と責任を明確にするとともに、非常時における相互の連絡体制を整備する。
- 電気事業連合会を始めとする各種事業者団体、関係企業等、および関係する所管官庁や地方自治体等との連携を十分図りつつ、総合的な観点から検討する。
- パンデミック（ ）時も想定し、社会機能維持のために最低限必要な社内の業務および設備等について、予め検討しておく。
- 上記の事業運営体制や連絡体制等がより有効に機能するよう、非常時を想定した訓練等を必要に応じて実施する。
- 新型インフルエンザ流行時の事業運営に関し、必要に応じて、適切な広報と従業員等およびその家族への適切な情報提供を行う。

パンデミック

(新型インフルエンザが)ヒトの世界で広範かつ急速にヒトからヒトへと感染して広がり、世界的に大流行している状態。

4 . 従業員等への感染予防および事業所内での感染拡大防止のための措置

従業員等への新型インフルエンザ感染予防のため、政府の新型インフルエンザに関する情報等を注視しつつ、その流行の度合いに応じ、必要に応じて以下の措置等を講ずる。

1) ヒト→ヒト感染発生前

- 国内外における新型インフルエンザの発生状況、感染予防のための留意事項等についての情報を迅速かつ適切に周知する。
- 手洗い、うがいの励行を指導する。
- マスク、手袋、消毒用アルコール、うがい薬、ゴーグル等、感染予防・感染拡大防止のための物品を備蓄する。
- 従業員等に感染予防策や健康状態の自己把握に努めるよう、周知徹底する。
- 従業員等の海外渡航に係る情報について可能な限り把握する。(外務省の渡航情報発出以降)
- 通勤や会議運営等における感染予防・感染拡大防止策を検討する。

2) ヒト→ヒト感染発生後

- 国内外の新型インフルエンザの感染状況、予防のための留意事項等についての情報に注視するとともに、その際、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をとるよう指導する。
- 外務省の海外渡航情報に基づき、患者発生国・地域への渡航をできるだけ避けるよう指導する。(フェーズ 4 A以降)
- 手洗い用の消毒液およびうがい薬を各事業所への配備、およびマスク、手袋、ゴーグル等を従業員に配布し、感染防御を指導する。

- 発生地域におけるマスク着用、手洗い、うがいの励行を徹底する。(フェーズ 4 B以降)
- 「咳(せき)エチケット」を心がけるよう指導する。
- 従業員に健康状態を今まで以上に留意するよう指導する。
- 必要に応じ、予め検討した通勤や会議運営等における感染予防・感染拡大防止策を実施する。
- 国および地方公共団体の指示に基づく、インフルエンザ予防措置(ワクチン接種等も含む)を実施する。
- 発生地域における不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出を自粛するよう徹底する。(フェーズ 4 B以降)
- 不要不急の外出を自粛するよう徹底する。(フェーズ 5 B以降)
- 食堂や休憩所等で従業員等が集まらないように施設の閉鎖を含めた検討を行う。
- 必要に応じ、検温の実施を行う。
- 38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状を有する従業員等に対しては、産業医等の意見も踏まえた上で、出社しないように指導する。
- 従業員等およびその家族が新型インフルエンザに感染した場合は、地域の保健所と綿密な連携をとり、保健所および指定医療機関の措置に協力する。

フェーズ

「WHO世界インフルエンザ事前対策計画」において、新型インフルエンザの発生前から流行のピークを迎えるまでを状況に応じて分類した6つのフェーズについて、さらに政府が国内非発生(A)と国内発生(B)に細分化したもの。

フェーズ4 A: ヒト-ヒト感染が確認されるが、感染集団は小さい(国内非発生)

フェーズ4 B: ヒト-ヒト感染が確認されるが、感染集団は小さい(国内発生)

フェーズ5 B: ヒト-ヒト感染が確認され、より大きな集団感染が発生(国内発生)

5. 海外勤務、海外出張する従業員等への感染の予防のための措置

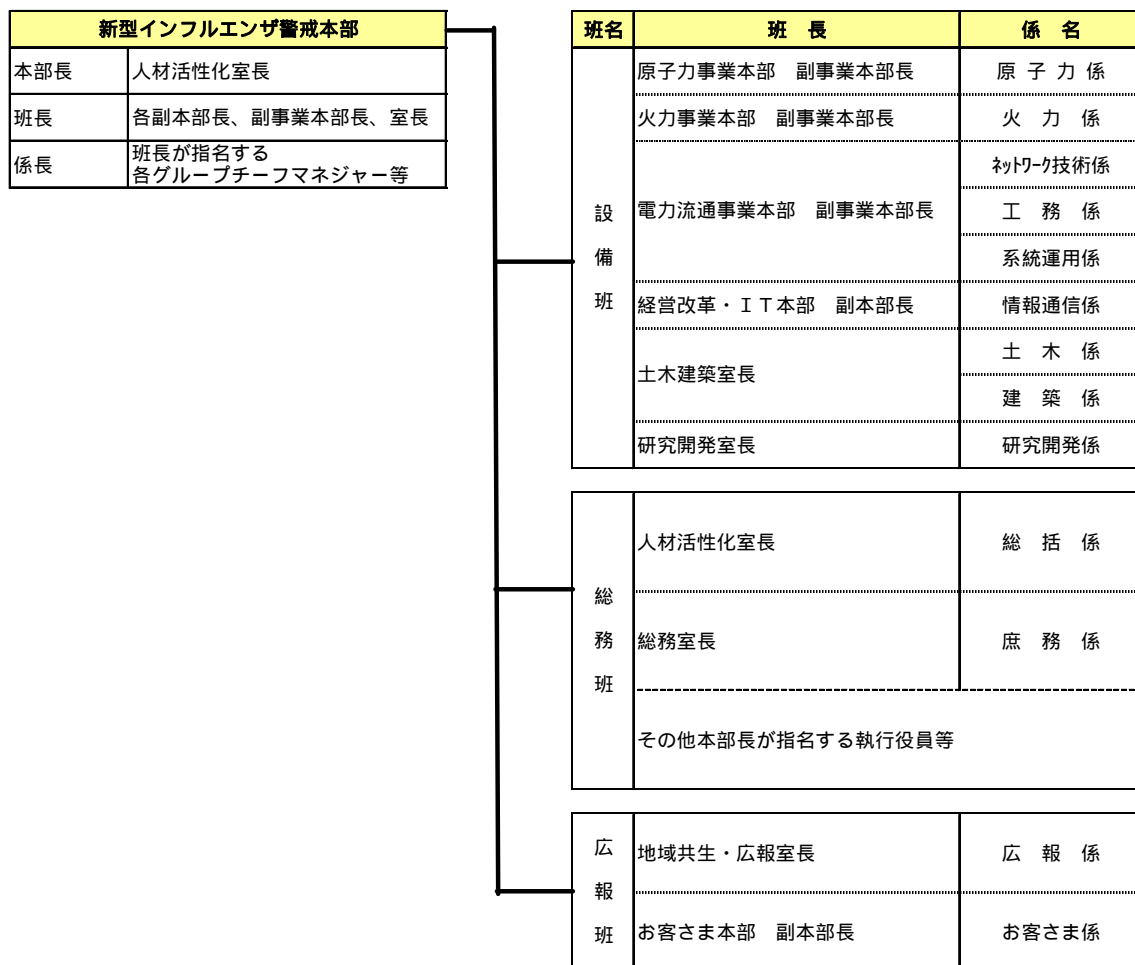
海外勤務、海外出張する従業員等及びその家族への感染の拡大を予防するため、「海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン」(平成18年1月31日労働者健康福祉機構 海外勤務健康管理センター)等を参考としつつ、必要に応じ、以下の措置等を講ずる。

- 海外での連絡先の確実な把握を行う。
- 患者発生国・地域に駐在する従業員等及びその家族に対して、外務省から発出される渡航情報や、現地の日本国大使館の情報等を踏まえ、現地の従業員等及びその家族並びに事業の状況に応じて、退避の可能性等を含めて検討する。(外務省の渡航情報発出以降)
- 外務省の海外渡航情報を踏まえつつ、患者発生国・地域に対する海外出張の是非等を検討する。(外務省の渡航情報発出以降)
- 患者発生国・地域から帰国した従業員等及びその家族は検疫ガイドラインに従う。新型インフルエンザのような症状を呈した場合には、直ちに保健所に連絡し、都道府県で指定された医療機関を受診するよう指導する。

以上

(別紙 1)

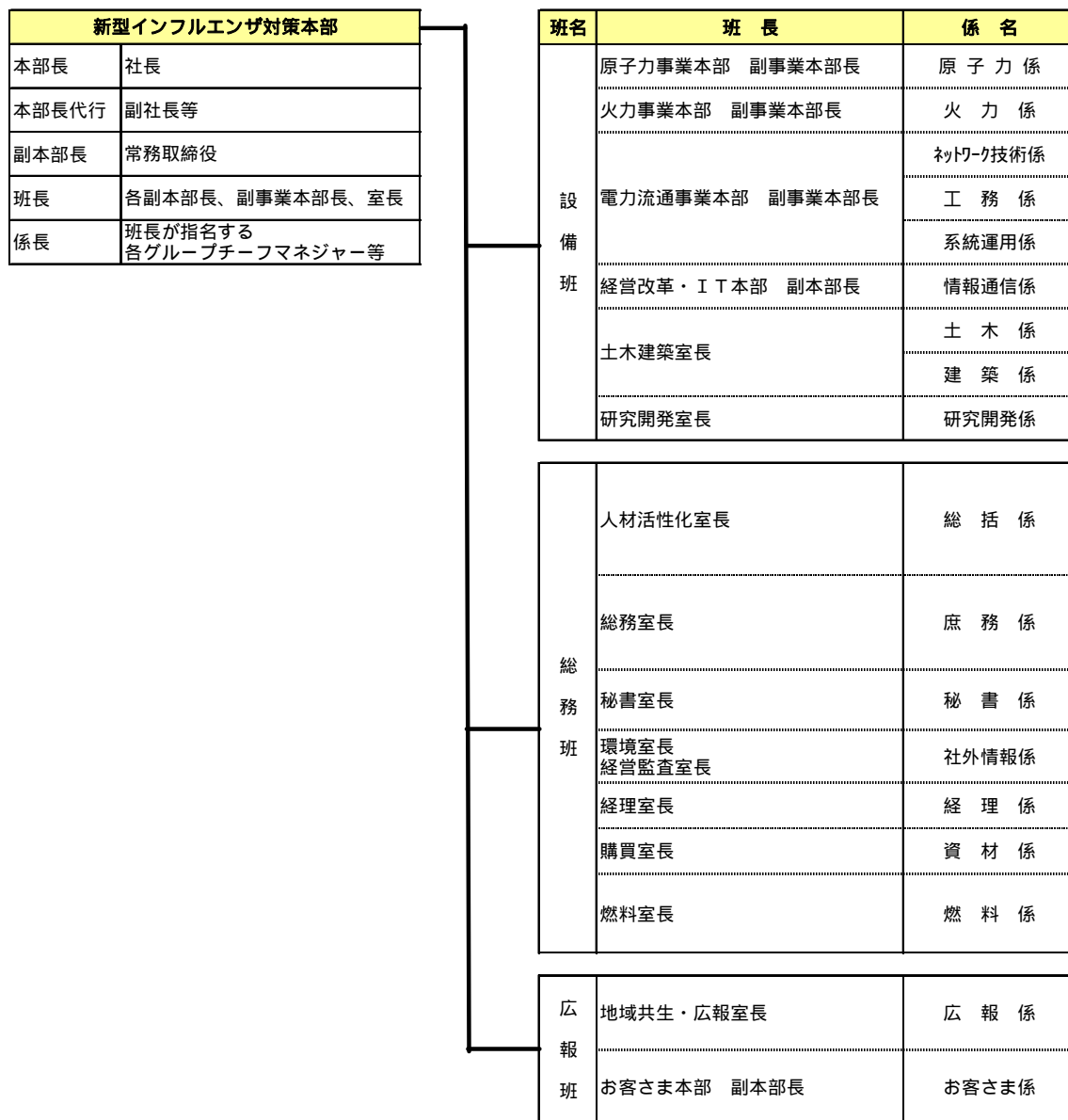
新型インフルエンザ警戒本部の組織体制



(設置基準)

- ・ 海外においてヒトからヒトへ感染が確認されるが、感染集団は小さい。
(厚生労働省が「フェーズ 4 A」への移行を宣言する場合)

新型インフルエンザ対策本部の組織体制



（設置基準）

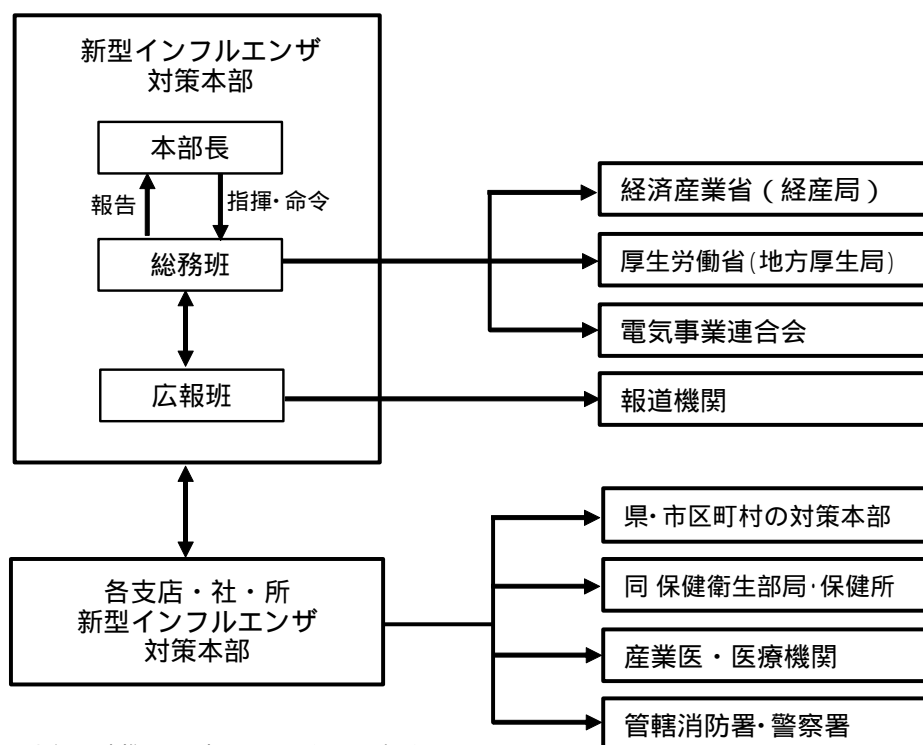
・国内においてヒトからヒトへ感染が確認されているが、感染集団は小さい。

（厚生労働省が「フェーズ4B」への移行を宣言する場合）

もしくは

・海外でヒトからヒトへ感染が確認され、（厚生労働省が「フェーズ4A」への移行を宣言する場合）かつ当社従業員等が海外で罹患した場合。

新型インフルエンザ対策本部設置時の情報連絡経路 (イメージ)



上記の連携は原則であり、必要に応じて適宜具体的対応をはかる。